

鶴岡市農業委員会第30回東部農地部会議事録

日 場	時 所
鶴岡市藤島庁舎 2階 庁議室 羽黒庁舎 2階 応接室 櫛引庁舎 1階 第1会議室 朝日庁舎 2階 会議室1	令和8年5月15日(金) 午後6時30分
出 席 農 業 委 員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推 進 委 員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	なし
事 務 局	事務局 局長 黒井 布美 主査 渡部 秀明 調整主任 本間 伸一 主事 奥山 立 主事 佐藤 優羽 羽黒分室 調整専門員 丸山 貴子 専門員 今井 政和 櫛引分室 主査 渡部 千歌 主事 百瀬 太登 朝日分室 主事 大館 泉哉
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 6 : 3 0
議 長	初めてのオンラインで戸惑う面もあるかと思いますが、協力のほどよろしくお願ひいたします。 本日の欠席届はありません。その他遅参・早退もありません。定足数に達しておりますので、只今より第30回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、5 番 野村恵 委員、6 番 工藤久子 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について 報告第 4 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第 5 号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第 4 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第 5 号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	3 条案件でありますので、現地調査の報告ですが、担当地区を指名しますので、担当委員の報告をお願いします。最初に藤島からお願いします。
4 番 推進委員	推進委員 4 番 齋藤です。5 月 13 日、私と事務局 1 名で現地調査をしておりますのでご報告いたします。 所有権移転の藤 9 ですが、農地処分のために受人へ無償譲渡するものです。受人は東京在住ですが、本市でブドウの苗木を作付けしております。豊栄に拠点を置き、農業従事日数は 200 日となっております。今回申請する農地でも、主にブドウの苗木・ブドウの木を作付けする予定です。現地調査の結果、適正に管理されておりました。 賃貸借権設定の方ですが、藤 10～13 と藤 17 は、いずれも基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えるため、契約の再設定を行うものです。 藤 10・11 については、借人の農作業歴は 30 年で、地域を代表する担い手でもあります。主に水稻を作付けする予定です。 藤 12 については、大豆を作付けする予定です。 藤 13 については、借人の農作業歴は 60 年で、そば・水稻を作付けする予定です。 藤 17 については、借人の農作業歴は 20 年で、水稻を作付けする予定です。

	藤 14～16 については、貸人の要望により新たに今回の申請人が受けることになったものです。借人の農作業歴は 30 年で、藤 14 の申請農地では果樹を、藤 15・16 の申請農地では自家野菜を作付けする予定です。 現地調査の結果、適正に管理されておりました。 以上すべての案件において、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	続いて、羽黒お願いします。
7 番 推 進 委 員	推進委員 7 番 新館です。5 月 12 日に齋藤政伸委員と私、事務局 2 名の計 4 名で、現地調査を行いました。 所有権移転の羽 7 ですが、財産処分のため受人が農地を購入するものです。現地は、受人が耕作していた田んぼでありまして、きれいに管理されております。受人は農作業歴 20 年以上のベテランです。 農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを確認しました。
議 長	続いて、櫛引お願いします。
10 番 推 進 委 員	推進委員 10 番 河井です。 櫛 14 は、賃貸借契約の期間満了に伴い、受け手農家に所有権移転を行なうものです。受人は農作業歴 29 年で、必要な農機具を所有しており、申請地において転作作物を栽培する計画となっております。 櫛 15 は、借人は親戚の農場で 3 年間農業に従事し、新規就農者となっております。申請地は親戚のもので、水稻を作付けする予定です。農機具については親戚の農場からのリースとする予定です。 櫛 16 は、貸人の労力不足による賃貸借契約を行うもので、借人は申請地近隣に住む農作業歴 35 年の農家で、必要な機械を所有しております。申請地では水稻を作付けする予定です。 櫛 17 は、貸人の労力不足による使用貸借を行うものです。借人は農作業歴 20 年の認定農業者で、必要な機械を所有しています。申請地ではブドウを作付けする予定です。 すべての案件において、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを報告いたします。以上です。
議 長	続いて、朝日お願いします。
15 番 推 進 委 員	推進委員 15 番 齋藤です。朝 11～朝 21 について報告いたします。4 月 27 日、委員、事務職員において現地確認したことを報告いたします。 朝 11～18 については、新規契約ではありますが、いずれの契約も集積計画の期間満了に伴う再設定です。再設定のため、現在も農地は管理されており、また対価等の契約内容については見直しをかけています。契約筆は、水稻を中心に現在の作物等で引き続き耕作管理となり、耕作者においても作業歴等特に問題なしと判断しています。 次に朝 19～21 について報告します。朝 19 について、今回の契約は、現在作付けしていない農地を借人が引き受けるもので、農地の荒廃防止に繋がります。借人の法人は、従業員の大半が地元の方であるため、地元との協力関係も問題なく、耕作に必要な農業機械も揃えており、特に問題なしと判断しています。 朝 20 について、今回の契約は、貸人による管理が大変なため、対象農地を親族である借人が引き受けるものです。対象地では山菜栽培を行う予定です。借人は新規就農にはなりますが、以前より農作業の手伝いをしており、5 年程度の農作業経験があります。地域との協力も問題なく、耕作に必要な農業機械も揃えており、特に問題なしと判断しています。

	最後に朝 21 についてです。今回の契約は、耕作されていない親族の農地を借り受け、新規就農として果実栽培を行うものです。借人は自営で農業用肥料を製造しており、土壌分析や改良を行いながら、農作業を行う計画をしています。会社と実家は朝日地域にあり、仕事の関係上県外と往来していますが、月の 3 週間は鶴岡に在住しており、来年には鶴岡に戻る予定です。農作業経験はほとんどありませんが、農機具は自己所有物のものとリースでそろえ、作業については、栽培経験のある仕事関係者と地元の栽培農家に実践しながら学んでいくとしています。地域の共同作業にも協力できる体制であることを確認しており、問題なしと判断しています。 いずれの案件においても、今後も効率的に耕作に取り組めると判断し、また農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。6 番 工藤久子委員。
6 番 委 員	6 番 工藤です。朝 18 の大網字越前ですが、10a 対価が 740 円で間違いないでしょうか。
事 務 局	はい。間違いありません。
6 番 委 員	どういう経緯でその値段なのでしょう。
事 務 局	水張り面積の関係で、エラーを調整したという経緯があります。
6 番 委 員	総額いくらか分かりますか。
事 務 局	総額は 196,160 円で、それに調整したという感じです。
議 長	よろしいでしょうか。
6 番 委 員	はい。ありがとうございました。
議 長	他に質疑のある方はいらっしゃいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》
議 長	4 条案件で現地調査が必要ですので、羽黒の担当委員の報告をお願いします。

7番 推進委員	推進委員 7 番 新館です。4 条について、3 条と同じ日に現地確認して参りました。地目が畑でして、周辺農地への影響が全くないということで、問題ないと判断いたしました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	5 条案件でありますので、現地報告について藤島よりお願いします。
1番 推進委員	推進委員 1 番 森です。5 月 12 日、私と事務局で現地確認を行いました。 藤 2 について、下水道工事に伴う資材置場として利用するために一時転用を申請したもので、申請地は集落内に位置する小規模な畑です。周辺の農地に影響はなく、公共工事遂行のためにはやむを得ないと判断しましたことを報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について≫
議 長	こちらも現地報告が必要なので、羽黒の担当の方、お願いします。

7番推進委員	推進委員7番 新館です。農振計画の変更について、3条・4条と同じ時に現地確認して参りました。 羽1については、1筆の中で水田と畑に分かれておりまして、今後は所有者の方がすべて水田として利用したいということでした。現在は、水田・畑ともきれいに管理されておりました。 羽2については、基盤整備の換地処分後には畑として利用するとのことで、優良農地であることを確認しております。以上です。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更については、原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第30回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午後7:07

	議長 <u>石井 光明</u> 議事録署名委員 <u>里村 真</u> 議事録署名委員 <u>工藤 久子</u>
--	---